

## しろい子どもプラン（第3期白井市子ども・子育て支援事業計画）

### 子ども・子育てを取り巻く国の動向について

#### (1) こども政策の推進に関する3つの法律と「こども家庭庁」

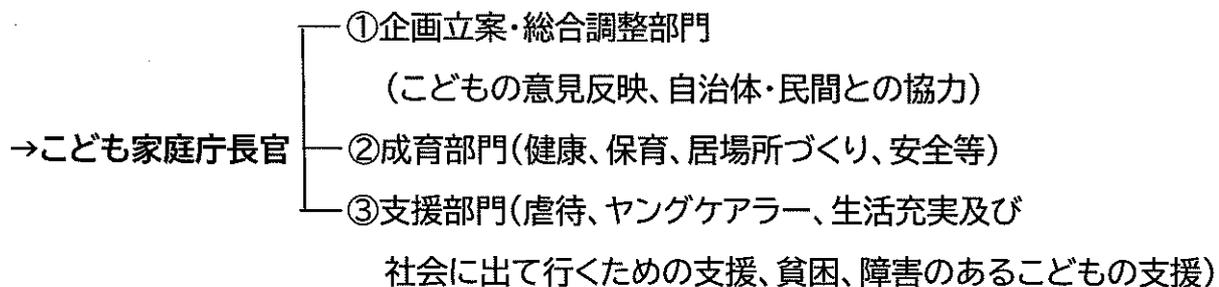
令和3年12月21日に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会）」、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し」するための「新たな司令塔として、こども家庭庁を創設」することが示されました。

そして、令和4年6月15日に、「こども家庭庁設置法」「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」「こども基本法」が成立、同年6月22日に公布されました。

「こども家庭庁設置法」により、内閣府の外局として令和5年4月1日に発足されたこども家庭庁では、厚生労働省の子ども家庭局、内閣府の子ども・子育て本部などが中核となります。これに伴い、保育所と認定こども園の所管も厚生労働省と内閣府からそれぞれこども家庭庁へ移されています。

#### 「こども家庭庁」

内閣総理大臣→こども政策担当大臣→こども家庭庁



#### (2) こども基本法

「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

「こども基本法」では、国の責務や体制のみならず、地方公共団体の責務や市町村こども計画の策定の努力義務についても明記されています。

## 《地方公共団体の実施すること》

### こども基本法の概要（地方公共団体関係部分）

施行日：令和5年4月1日

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

#### 【第5条】 地方公共団体の責務

- ▶ 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

#### 【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- ▶ 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
- ▶ 各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能  
※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

#### 【第11条】 こども等の意見の反映

- ▶ 地方公共団体（※）は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）を講ずるものとする  
※ 「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される
- ▶ 具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断
- ▶ 聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい

#### 【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

- ▶ 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする

29

### (3) 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の子どもを「権利をもつ主体」と位置づけ、大人と同じ一人の人間としての人権を認める、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な権利も定めています。

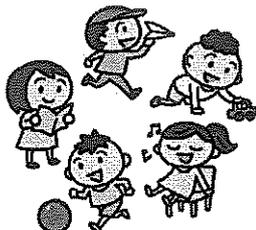
1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効されました。日本は1994年に批准しています。

#### 「子どもの権利」



#### 生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること



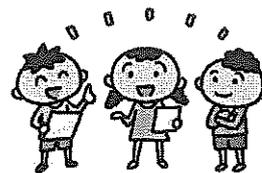
#### 育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること



#### 守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること



#### 参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

※Unicef（ユニセフ）より

### (4) 市区町村の計画

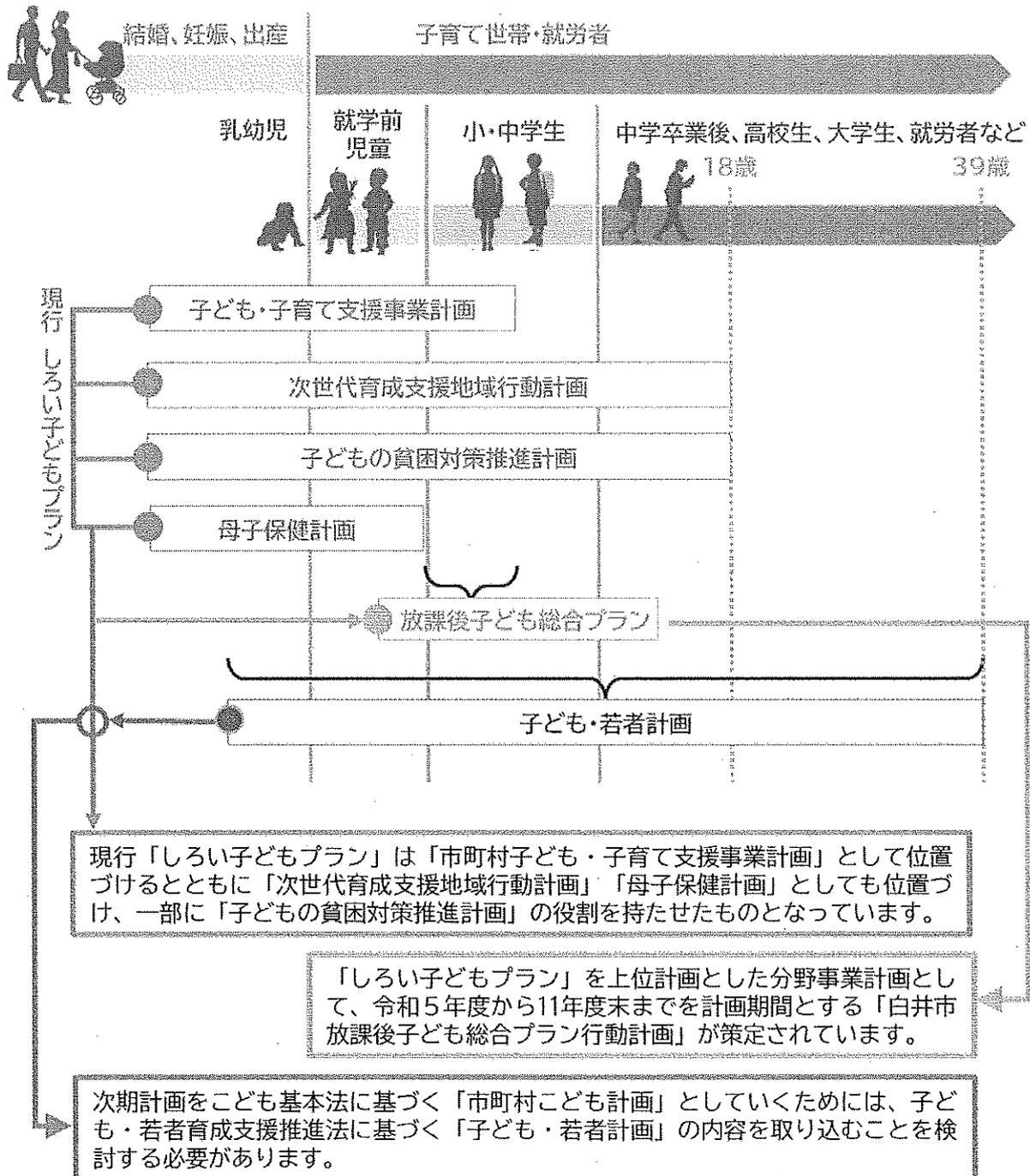
本年中を目途に、こども家庭庁の政策推進会議にて「こども大綱」が策定される予定であり、市区町村はそれを勘案した「こども計画」の策定を検討する必要があります。

「こども大綱」は、「少子化社会対策」「子ども・若者育成支援」「子供の貧困対策」の既存3法律の白書・大綱と、今後は一体的に作成されることとなります。

「こども計画」は、これまでも策定が努力義務とされ各市区町村で策定されていた「子どもの貧困対策計画」や「子ども・若者計画」といった、こども施策に関する計画とともに、子ども・子育て支援法に規定される「子ども・子育て支援事業計画」とも、一体的に策定することができるとされています。

#### (4) しろい子どもプラン（第3期白井市子ども・子育て支援事業計画）

次期、「しろい子どもプラン(第3期白井市子ども・子育て支援事業計画)」は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」や子どもの貧困対策、母子保健計画等を包含するとともに、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として策定します。現行の「しろい子どもプラン」に含まれる各計画の支援対象等を整理すると以下のようになります。



こども基本法における「こども」は、「心身の発達の過程にある者」